

保 健 福 祉 局
障害保健福祉推進室

重度心身障害児者日常生活用具給付等事業（紙おむつ）に係る申請期間の見直しについて

標記の件について、平成30年6月1日申請分から、下記のとおり申請期間の見直しを行いますので、お知らせします。

記

1 見直し内容について

紙おむつの申請については、4箇月分を一括して申請できるとしてありますが、一括して申請できる期間を「6箇月分」とします。

2 実施時期

平成30年6月1日申請分から適用